

## 目 次

告 示	ページ
14 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正 .....	1

## 告 示

### 新潟県市町村総合事務組合告示第 14 号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成 16 年告示第 5 号）の一部を次のとおり改正し、平成 26 年 11 月 10 日から実施した。

平成 26 年 12 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務の(2) 収納代理金融機関の表十日町市事務所の項中

「	〃	大井田支店	」
	〃	中条支店	
	〃	下条支店	
	〃	吉田支店	
	〃	南部支店	
	〃	水沢支店	
	〃	川治支店	
	〃	十日町支店	
	〃	千手支店	
	〃	橘支店	
	〃	中里支店	
を			
「	〃	大井田支店	」
	〃	きたはら支店	
	〃	吉田支店	
	〃	水沢支店	
	〃	川治支店	
	〃	十日町支店	
	〃	川西支店	
〃	中里支店		
に改める。			